

障害者日常生活用具給付意見書（おむつ等用）			
氏 名	(年 月 日生)		
病 名	発生 年 月 日		
障がいの状況			
必要とする用具	(①②③のいずれかに○) ① 紙おむつ ② 脱脂綿・さらし・ガーゼ ③ 洗腸用具		
用具を必要とする理由	項目		(いずれかに○)
	○ストマの著しい変形もしくはストマ周辺の著しい皮膚のびらんのため、ストマ用装具を装着できない		該当 非該当
	○二分脊椎等先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障がいによる高度の排尿又は排便機能障がいがある		該当 非該当
	○先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する起因する高度の排便機能障がいがある		該当 非該当
	○脳性麻痺等脳原性運動機能障がいにより排尿もしくは排便の意思表示が困難である		該当 非該当
	①身体障がいの原因となる疾病等		脳性麻痺・低酸素性脳障がい・頭蓋内出血・髄膜炎・脳炎・頭部外傷・低血糖症・核黄疸・その他
	②上記の疾病等の発生時期		6歳未満(就学前の幼児を含む) 6歳以上
	③言語に限らない排尿もしくは排便の意思表示	ア 自力でトイレに行けない	該当 非該当
		イ 自力で便座(排便補助用具の使用を含む)に座ることができない	該当 非該当
		ウ 介助による定時排泄ができない	該当 非該当
その他特記事項			
備 考			
上記のとおり日常生活において用具が必要である。 年 月 日 医療機関名 医 師 印			

○裏面の注意書きをご覧ください。

別紙様式（裏面）

注意

この意見書は、用具の種目である紙おむつ等（紙おむつ、脱脂綿・さらし・ガーゼ、洗腸用具）の給付の可否を決定するための資料の一つとなるものです。

この意見書で、給付できる内容の記載がされていても、障害者手帳の記載内容、補装具費の支給状況、他の日常生活用具の給付状況などで矛盾する点があると給付決定されないことがありますので、ご了承ください。

また、不明な点がありますと給付の決定ができないことがありますので、正確にご記入ください。

【紙おむつ等の給付要件】

排尿もしくは排便機能障がいのある身体障害者手帳所持者又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病で、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」別表に掲げる特殊の疾病による障がいにより排尿もしくは排便の意思表示が困難な児・者で以下のいずれかに該当する者（安曇野市での初めての申請の時及び 18 歳になって初めての申請の時に医師の意見書が必要）

○ストマの著しい変形もしくはストマ周辺の著しい皮膚のびらんのため、ストマ用装具を装着できない者

○二分脊椎等先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障がいによる高度の排尿又は排便機能障がいのある者

○先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいのある者

○脳性麻痺等脳原性運動機能障がいにより排尿もしくは排便の意思表示が困難な者で、以下の全てを満たす者

①身体障がいの原因が次の疾病等によるもの

脳性麻痺、低酸素性脳障害、頭蓋内出血、髄膜炎、脳炎、頭部外傷、低血糖症、核黄疸

②上記の疾病等の発生時期が 6 歳未満（就学前の幼児を含む）であったもの

③言語に限らずあらゆる方法によっても、排尿もしくは排便の意思表示ができないもの

ア 自力でトイレに行けない

イ 自力で便座（排便補助用具の使用を含む）に座ることができない

ウ 介助による定時排泄ができない